

使用前検査変更申請書

廃炉発官R4第129号
令和4年11月2日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

令和4年9月7日付け廃炉発官R4第102号をもって申請し、
令和4年9月27日付け廃炉発官R4第113号をもって変更した
放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設に係る使用前検査申請書の
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び
記載事項を変更したので、特定核燃料物質の防護に関する
規則第19条第3項の規定により、次のとおり変更内容を
説明する書類を提出します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	<p>福島第一原子力発電所 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設 多核種除去設備</p> <p>主要配管 ・多核種除去設備出口から処理済水貯留用タンク・槽類^{※1}まで^{※2}の一部(ポリエチレン管)</p> <p>※1:多核種処理水貯槽, RO濃縮水貯槽またはSr処理水貯槽</p> <p>※2:K4エアータンクへの配管の一部は, 「II. 2. 50 ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設」と兼用する。</p> <p>※ 実施計画II. 2. 16. 1. 2 基本仕様参照</p>
実施計画の認可年月日	平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日:令和4年4月28日)
検査を受けようとする工程	<p>構造,強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>—</p> <p>工事の計画に係る工事が完了した時</p>
検査を受けようとする期日	自 令和4年10月17日 至 令和4年11月30日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和4年12月28日

注) 下線は, 変更箇所を示す。

変更事由

・検査工程の見直しにより, 変更が生じたため「検査を受けようとする期日」および「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

工事の工程に関する説明書

項目	年月	令和4年										令和5年	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
放射性液体廃棄物 処理施設及び関連 施設	多核種除去設備	—											
									☆	☆	△		

— : 工事期間 ☆ : 使用前検査 △ : 工事完了

▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の認可

注) 下線は、変更箇所を示す。

以 上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

多核種除去設備建屋内

: 管理対象区域

屋外（多核種除去設備建屋から増設ALPSサンプルタンクエリア）

: 管理対象区域

屋外（多核種除去設備建屋から高性能ALPSサンプルタンクエリア）

: 管理対象区域

免震重要棟

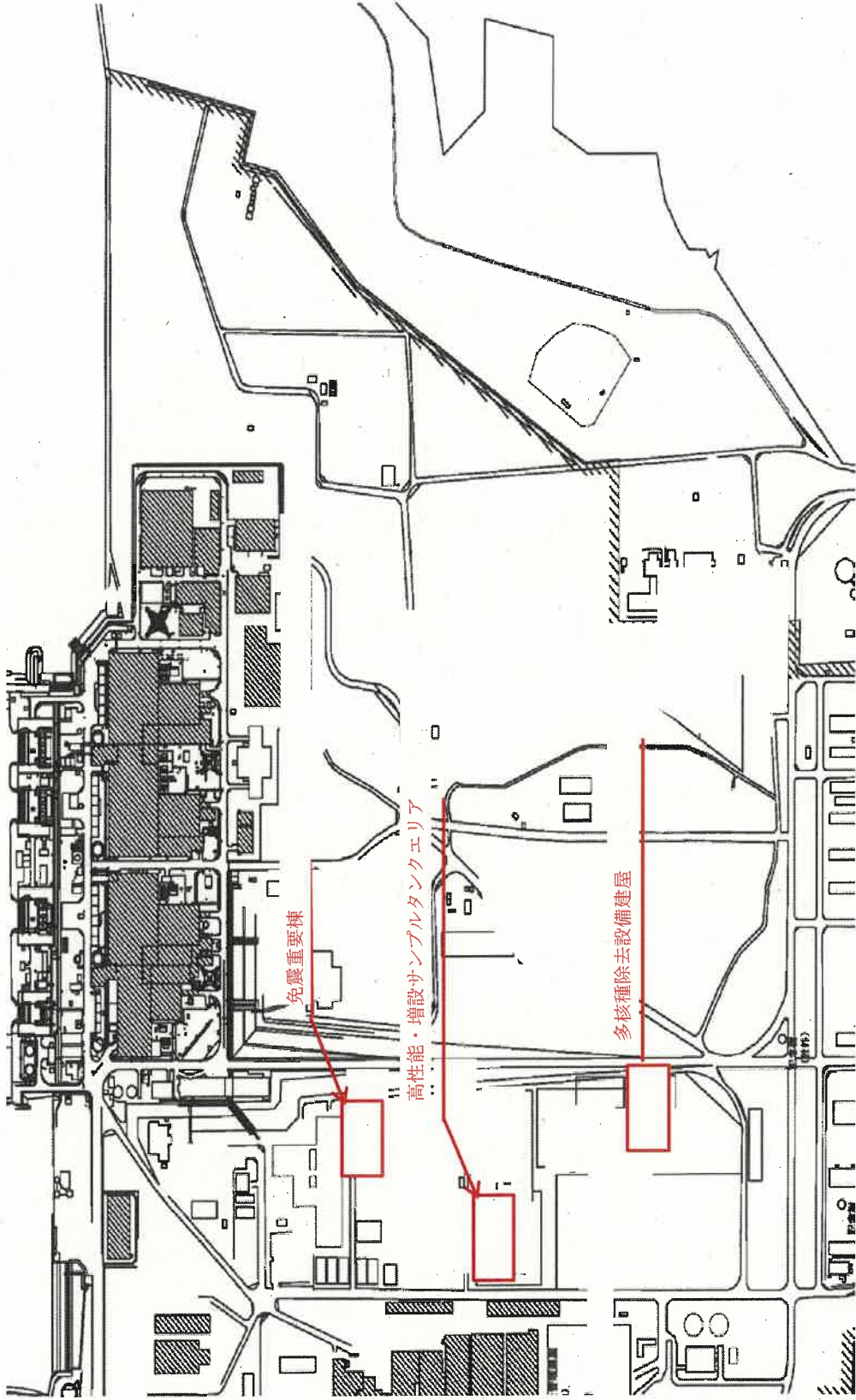
: 非管理区域

別添－１：検査場所図

別添－２：検査範囲図

以 上

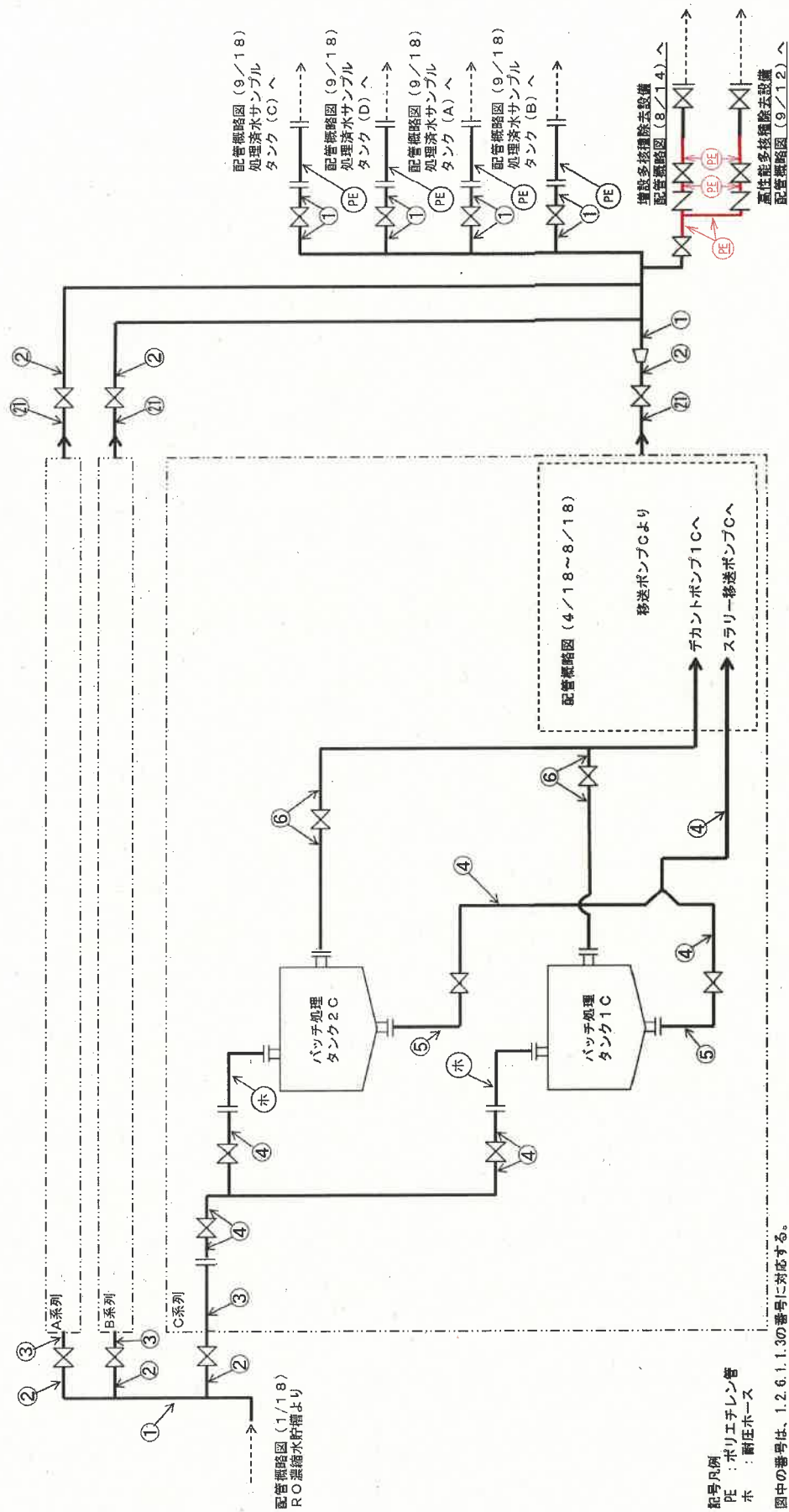
検査場所図



□ : 検査場所

福島第一原子力発電所構内

検査範囲図



配管概略図

赤で示した範囲が検査範囲である。